



基本方向

変化の激しいこれからの社会を生きぬき、ウェルビーイングな学校づくりをめざして児童生徒に「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体をバランスよく育くむとともに、子どもの「学び」と「育ち」を支援するコミュニティ・スクールの活動により学校支援活動の充実に向けて取り組みます。

さらに、児童生徒の社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育成するために、幼児期から中学校までの各学校段階において体系的・系統的なキャリア教育の推進に取り組みます。

現状と課題

- 本町では、公立幼稚園の複数年保育（3、4、5歳児）や預かり保育（5歳児）の実施、給食の提供等を通して、幼稚園教育の充実を図るとともに、保護者の子育てを支援しています。幼稚園における教育を希望する保護者の声をもとに、預かり保育の対象年齢を拡充しています。
- 本町では、子どもたちが「生きる力」を身に付け、未来を支える人材として成長していくために、確かな学力の向上や豊かな心と健やかな体の育成に努めています。子どもたちの学習習慣の定着とともに、国際化・情報化に対応した教育をはじめ、キャリア教育、ふるさと嘉手納を愛する心の育成等、特色ある教育活動の充実にも努める必要があります。また、本町の学力向上や生徒指導における教育課題を解決するために、小学校と中学校が連携した一貫性のある教育が求められています。
- また、令和5年までの全国学力・学習状況調査では、小学生において、全国平均・県平均より国語・算数は共に近年は上回っています。一方で、中学生においては国語・算数・英語において全国平均・沖縄県平均より低い結果となっているため、今後もさらなる学力向上に向けた取り組みが必要です。
- 昭和62年、臨時教育審議会で「地域に開かれた学校」として提唱されて以来、本町では学校評議員制度や学校関係者評価委員会制度を導入し、校長の学校運営に対して意見を述べることや学校の教育活動を評価するなど、保護者や地域の方々が学校運営に参画できるシステムを構築してきました。今後は「地域に開かれた学校」から、更に一步踏み出し、学校・家庭・地域が「15歳までにどんな子どもを育てるか」という目標やビジョンを共有し、三者が一体となって子ども

もたちを育くむ「地域とともにある学校」への転換を図っていきます。

- 特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて支援を行うため、各学校に特別支援教育支援員（教育サポーター）を配置するとともに、特別支援教育研修会の開催や関係機関との連携による支援などに努めています。特別な支援が必要な児童生徒が年々増加しており、共生社会の実現に向けて、障害の有無に関わらず共に学ぶことのできる環境づくりが求められています。
- すべての子どもが未来に希望を持ち社会の担い手となるため、不登校問題、学びのセーフティネット等に取り組むとともに、学校、家庭、地域等が連携、協働し、誰一人取り残されない支援に取り組むとともに、より一層の子ども達の健全育成に向けた各主体の連携の強化が必要です。
- 児童生徒の不登校や問題行動等の未然防止や解決のために教育相談や青少年指導員による夜間巡視活動を実施しています。また、学校不適應の児童生徒の受け皿として、適応指導教室の運営などを行っています。青少年の非行防止のための活動拠点としての青少年センターの指導体制の充実を図ること、不登校児童生徒の登校支援や自立支援等が求められています。
- 教育環境の変化に対応した施設整備を実施する必要があります。
- 学校施設の不具合を未然に防ぐために日常の安全点検を徹底するなど各学校の現状についての的確に把握し、老朽化した施設・設備については、計画的な機能更新などを実施する必要があります。
- 学校給食においては、食物アレルギーを有する児童生徒について、令和2年度より「嘉手納町学校給食における食物アレルギー対応基本方針」に基づいた食物アレルギー除去食の提供に取り組んでおります。
- 保護者の教育にかかる費用の負担軽減を図るため、学校給食費負担金の補助や教材費の助成などに取り組んでおり、子育てしやすいまちづくりを推進しております。

施策の方向性

1 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、質の高い幼児教育を提供し、豊かな人生を切り拓くために必要な資質・能力を育むことは極めて重要な取り組みとなります。そのため、遊びや他の幼児たちとのコミュニケーションを通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などが適切に育まれるよう、幼児教育の環境充実を推進・支援します。

また、幼児期の経験は、以降の小学校生活を支える重要な資質・能力を育む土台となること

学校教育の推進

から、子ども達の未来を見通した幼児教育の充実が図られるよう取り組みます。

2 主体的・対話的で深い学びを通じた「かでな型学力（資質・能力）」の推進

社会構造や雇用環境の変化により予測困難な時代となっていく未来社会を子ども達が切り拓いていくためには、新しい時代に求められる資質・能力を獲得するとともに、社会の中で自身の良さや可能性を認め、育んでいく働き掛けが必要です。

子ども達に必要な資質・能力とは何かを嘉手納町全体で見極めながら、より質の高い知識の理解を促し、未来を生き抜く基礎力が獲得できるような学習活動を推進します。加えて、学校や家庭だけでなく地域という身近な集団の中で自立し、生きる喜びを実感できる体験活動の推進に取り組みます。

3 豊かな心・健やかな体の育成

豊かな情操や道徳心を育む中で、思いやりの心を持った人間性の形成を促すことは、生涯の幸福感や満足感を獲得するための重要な指標となります。また、運動や食生活に意識を向け、健康増進を図ることも重要です。一人ひとりが身体的・精神的・社会的に満たされた状態（ウェルビーイング）の実現を通して、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるよう目指す取り組みを推進します。

4 学びを支える環境づくり

充実した学びを実現するためには、子ども達の安心・安全を確保しつつ、新しい時代に適応した学習環境を整備することが重要です。町内の学校教育施設や設備において良好な教育環境の維持・向上に取り組みます。

また、良好な教育環境への働きかけは、施設面だけでなく、地域との連携や教職員の働き方を含めた学校体制のあり方に対しても求められています。地域と連携して子ども達の成長を見守る学校づくり、教職員がじっくり子ども達に向き合うことのできる学校づくりを目指します。

5 支援を要する児童生徒への対応

障害やいじめ、不登校、ヤングケアラー、家庭環境の事情など、子ども達の学びの機会を損なう可能性のある課題は様々です。こうした多様なニーズに対しても、子ども達への支援を通して一人ひとりの能力・資質を伸ばし、将来の可能性を最大限育むことができるよう、教育支援の充実を推進します。

主な取組（事業）

2-1-1 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実

所管

教育指導課、教育総務課

- 質の高い幼児教育の提供
- 幼児教育における子育て支援
- 小学校への円滑な接続
- 幼稚園教員の質の向上
- 特別な配慮を必要とする園児への支援

2-1-2 主体的・対話的で深い学びを通じた「かでな型学力（資質・能力）」の推進

所管

教育指導課、教育総務課

- かでな型学力（資質・能力）向上の推進
- ふるさとキャリア教育の推進
- グローバル教育の充実

2-1-3 豊かな心・健やかな体の育成

所管

教育指導課、教育総務課、
学校給食調理場

- 豊かな人間性の育成
- 健やかな体の育成
- 認め支え合う学級風土の醸成

2-1-4 学びを支える環境づくり

所管

教育指導課、教育総務課

- 学校施設等の充実
- 教育DXの推進
- 地域とともにある学校づくり
- 教育環境における指導・運営体制の適正化
- 幼小中学校教育にかかる費用の負担軽減

基本施策

2-1 学校教育の推進

2-1-5 支援を要する児童生徒への対応

所管

教育指導課、教育総務課、
社会教育課、青少年センター

- 特別支援教育の充実
- 多様な教育ニーズのある児童生徒への支援

指 標

	指標	単位	直近の現状値	目標値 (R10)
1	「学校に行くことを楽しいと思う」と回答する児童生徒の比率	%	小学生 78.0 中学生 75.5 (R4)	小学生 80.0 中学生 80.0 (R9)
2	「将来の夢や目標を持っている」と回答する児童生徒の比率	%	小学生 78.0 中学生 75.5 (R4)	小学生 80.0 中学生 80.0 (R9)
3	「自分には良いところがある」と回答する児童生徒の比率	%	小学生 75.2 中学生 75.4 (R4)	小学生 80.0 中学生 80.0 (R9)
4	体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均との比較	%	小学生 男子 53.39 女子 55.62 中学生 男子 38.61 女子 42.60 (R5)	全国平均並
5	中学生における英語検定3級以上の取得率	%	13 (R4)	20

関連する
個別計画等

- 嘉手納町教育振興基本計画
- 嘉手納町公共施設等総合管理計画（学校施設長寿命化計画）



基本方向

広い視野で物事を捉え、国際理解や地域の活力を高めることのできるグローバルな人材の育成に向けて、学校や地域、関係機関等と連携強化を図りながら国内外交流事業や国際化・情報化に対応した教育を推進し、コミュニケーション能力や情報活用能力の育成など「学び」の気運の向上に取り組みます。

現状と課題

- 町では家庭の経済上の理由で修学が困難な者に対し、学資を貸与することにより教育の機会均等を図ることを目的とした人材育成貸与事業を実施しています。また、教育・芸術・文化・スポーツ等の分野にて特に優秀な成績を修めた者に対し報奨金の支給をはじめ、社会教育団体への研修会派遣等の助成事業を推進しています。今後も財源確保に努めながら更なる人材育成を推進していく必要があります。
- 児童交流事業は、互いの家庭へ民泊することで異なる風土・生活習慣を学び、郷土に対する関心を深め、本町の次代を担う人材育成を図ることを目的に実施しています。他地域との交流により、人間力豊かで広い視野をもつ人材の育成を図るため今後も継続する必要があります。
- 町立嘉手納外語塾では、英語を中心としたカリキュラムを改良しながら運営していく中で、英語検定準1級やTOEIC高得点の取得者を輩出できるようになるなど成果をあげています。また、若者の学べる機会の充実を図るため、年齢制限を25歳までに引き上げました。今後も英語を中心としたカリキュラムの充実を図るとともに、社会の即戦力となる人材の育成に努めます。また、町内小中学生を対象とした英語コンテストを引き続き開催し、小中学生の英語学習に対するモチベーション向上に貢献しています。
- 国際的な視野を持つことができる人材の育成として、中高生を対象にハワイ派遣短期留学派遣事業などを実施しています。異なる生活環境や文化・歴史を学び、貴重な体験活動や交流によって視野を広げ社会性を育くむことに繋げることができたため、今後も継続した実施が望まれています。
- スポーツ・レクリエーションに関わる団体としてスポーツ少年団への補助事業や、各種スポーツ団体による県外・離島等派遣時の補助金交付事業を実施しています。
- 町民の生涯学習に参加しやすい幅広い機会と活躍の場を増やすために、社会教育団体へ補助金

2-2 人材育成・国内外交流の推進

を交付していますが、各社会教育補助団体においては、会員数の減少や、活動の停滞による団体活動の継続について問題を抱えており、今後も継続して事業を実施できるよう支援をする必要があります。

- 海外との交流を通じて、国際的な人材の育成、人的ネットワークを築き、相互の発展に寄与することを目的に本町出身の海外移住者子弟研修生の受入事業をはじめ、世界のウチナーンチュ大会開催時の町内交流事業を実施しています。

施策の方向性

1 グローバル社会における人材の育成

感染症の拡大による経済の停滞や、世界情勢の不安定化による国際的分断の懸念が高まっている中、広い視野で物事を捉え、異なる文化や価値観を乗り越えた関係性を構築できるグローバルな人材の育成を推進します。

2 多様な文化への学びや交流の推進

嘉手納町と異なる地域・歴史・文化を持つ人々と交流し、互いの社会にふれる体験活動を通して、子ども達の視野を広げるとともに、自らのふるさとを振り返り理解と愛着を深める取り組みを推進します。

また嘉手納町出身の海外移住者の子弟を研修生として受入、町民との交流を通して両国の友好を深め、移住先国の発展に貢献し得る人材の育成を図ります。

3 学びにかかわる人材の育成・活用

昨今の地域の教育力の低下や家庭環境を取り巻く社会構造の変化により、地域コミュニティ機能や地域全体で教育を支える取り組みを再構築する働きかけは重要なものとなっています。

地域の多様な人材が子どもたちの学びを支援する支え手となれるよう、地域の教育力向上を図ります。

主な取組（事業）

2-2-1 グローバル社会における人材の育成

所管

社会教育課、外語塾、中央公民館、教育指導課

- 海外留学等の推進
- 外国語教育の充実
- 持続可能な社会の創り手の育成

2-2-2 多様な文化への学びや交流の推進

所管

社会教育課、企画財政課、教育指導課

- 交流事業の実施
- 海外移住者子弟受入事業の実施

2-2-3 学びに関わる人材の育成・活用

所管

社会教育課、中央公民館

- 教育を支える人材・指導者等の育成
- 地域人材の活用

指 標

	指標	単位	直近の現状値	目標値 (R10)
1	地域を支える人材・指導者等の登録者数	人	80 (R5)	100
2	小中学生における「移住先国の理解は深まった」認知度	%	90 (R4)	95

関連する
個別計画等

- 嘉手納町教育振興基本計画



基本方向

生涯にわたり、学習・発表することができる環境の充実を推進するとともに、生涯学習活動の支援、人材の発掘及び育成などに取り組むことで、町民誰もが、生涯学習の機会を得ることができる社会の実現に向けて取り組みます。

現状と課題

- 近年における社会の国際化、情報化等の進展に伴い、心の豊かさや生きがい等を求めて、人々の学習ニーズは増大し、かつ、多様化、高度化が進んでいます。
- 中央公民館講座の受講者は高齢者や女性が多く、若者や男性が少ないため幅広い層の人が受講できる内容や時間帯の工夫が求められます。
- 中央公民館講座をきっかけにサークルが結成されるケースもあるなど、町民の生涯学習活動の活性化に貢献していることから、今後も講座の充実を図るとともに、サークル活動の支援や自主サークル発足準備補助事業を実施することで生涯学習の振興に寄与する必要があります。
- 各種サークル活動の成果を発表する場として「中央公民館まつり」を開催しています。
- 図書館では、約90,000冊の蔵書をはじめ、読み聞かせやイベントの開催による町民の情報拠点・生涯学習拠点として機能しています。
- 読書活動の推進のため、図書館利用の広報活動の強化、図書資料の充実を図る必要があります。
- 生涯学習ニーズの高まりと同時に、図書館をはじめとする公共施設、各区コミュニティーセンター、学習等供用施設・児童館等の有効利用を図るなど、身近な生涯学習活動の拠点づくりを推進する必要があります。

施策の方向性

1 生涯学習活動の推進

医療の進歩や生活水準の向上により「人生100年時代」がうたわれている中、生きがいづくりやリカレント教育*1など、誰もが年齢に関わりなく生涯にわたって学び続けることのできる社会基盤の整備が進められています。

*1 リカレント教育：学校教育を終えた社会人が、再び教育を受け、仕事と学習のサイクルを繰り返すこと。

町民が地域の繋がりの中で体験的に学び、様々な活動に積極的・主体的に関わることができるよう、生涯学習の情報発信や生涯学習に触れるきっかけづくり、各種講座の実施等を図り、生涯学習意識の醸成に取り組みます。

2 生涯学習の活動施設の充実

本町においては、各種生涯学習施設が充実していますが、十分に利用されていない状況も見受けられ、更なる利用促進を図っていくことが求められています。

生涯学習活動を推進する拠点である中央公民館をはじめ、各種社会教育施設において、生涯学習講座や親子体験教室などの様々な事業を実施し、町民が気軽に学び活動できるようにしていきます。

主な取組（事業）

2-3-1 生涯学習活動の推進

所管

社会教育課、中央公民館、図書館

- 生涯学習活動の充実
- 生涯学習イベントの充実
- 社会教育の促進と家庭教育の向上

2-3-2 生涯学習の活動施設の充実

所管

社会教育課、中央公民館、図書館

- 社会教育施設の充実
- 社会教育施設等のリニューアル

基本施策

2-3 生涯学習の推進

指 標

	指標	単位	直近の現状値	目標値 (R10)
1	「自主的に行っている学習活動（生涯学習）がある」と回答する町民の比率	%	37.1 (R4)	40 (R9)
2	「普段から読書をしている」と回答する児童生徒の比率	%	小学生 53.1 中学生 30.8 (R4)	小学生 60 中学生 34 (R9)
3	「普段から地域の行事に参加している」と回答する児童生徒の比率	%	小学生 50.8 中学生 49.2 (R4)	小学生 70 中学生 70 (R9)

関連する
個別計画等

- 嘉手納町教育振興基本計画
- 公共施設総合管理計画
- 嘉手納町子どもの読書活動推進計画



基本方向

誰もが平和で安らかな生活をおくるために、平和と向き合うとともに考える場を築き、平和の尊さや平和思想に対する啓発及び戦争の歴史を学び継承できる平和学習の推進に取り組みます。

現状と課題

- 平和学習は、生命の尊重と個人の尊厳を基本に、思いやりの心や寛容の心を育くむとともに、我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度の育成を目指しています。そのために、学校においては、本県の歴史や地域の特性を考慮し、児童生徒の発達の段階に応じた平和学習を教育計画に位置づけ、学校の教育活動全体を通して、組織的・計画的に推進する必要があります。
- 平和学習の推進として、町立学校において戦争体験の講演会、平和祈念資料館などの参観、平和学習展の開催、「慰霊の日」前後の平和学習等を実施しています。
- 戦争体験者が高齢化し語り手が減少する中、戦争記録の保存とそれらを活用した継承の取り組みが求められています。
- 戦争を知らない多くの世代に悲惨な戦争を風化させることなく、その教訓を後世に伝えるため、平和資料展の開催等を通して、生命や平和の尊さ、恒久平和を発信していく必要があります。
- 嘉手納飛行場に隣接する「道の駅かでな」内の学習展示室をリニューアルし、参加型展示により戦前から現在までに至る歴史や嘉手納基地と隣り合うまちの実態を“見る”だけでなく、“触れて体験”しながら学習できる平和学習の拠点を整備しました。

施策の方向性

1 平和学習の充実

近年、社会情勢や国際秩序が不安定な状況となる中、一般住民を巻き込んだ地上戦を経験した地域として、沖縄が有する歴史体験を後世に引き継いでいくことは重要な取り組みです。

平和を希求してきた町民の想いを後世に伝え、世界に発信していくことができるよう、学校や地域社会等、あらゆる機会を通して平和の尊さや戦争の歴史を学び継承していくなど、平和

基本施策

2-4 平和学習の推進

学習の推進に取り組めます。

2 戦争記録の保存・継承

戦後80年余りが経過し、戦争を知らない多くの世代へ悲惨な体験や教訓を正しく継承していく取り組みが急務となっています。

戦争記録の保存および、それらを活用し人々に平和の尊さを感じさせる契機となるような働きかけを推進します。

3 平和行政の推進

本町は世界の恒久平和の願いを実現するため、昭和62年3月31日、非核平和宣言を行いました。戦後70年余りが経過する中、悲惨な体験や教訓を後世に継承していく必要があります。そのため、沖縄戦前後の歴史的事実、平和の尊さを若い世代が考える契機として、沖縄戦や被爆体験を継承していく平和交流活動を推進します。また、戦争体験者が高齢化する中で、戦争体験を正しく次世代へ継承していくため、戦争記録などの保存を検討していきます。その他、道の駅かでなから悲惨な戦争の歴史と戦後住民の苦悩や恐怖などの現状を次世代へ伝え、平和の尊さについて、情報の発信を推進していきます。

主な取組（事業）

2-4-1 平和学習の充実

所管

教育指導課、中央公民館

- 学校・地域における平和学習の充実

2-4-2 戦争記録の保存・継承

所管

中央公民館

- 戦争記録の保存・継承・活用

2-4-3 平和行政の推進

所管

基地渉外課、福祉課、
教育総務課

- 平和資料展の開催
- 基地に関する講座などを実施
- 平和交流事業の推進
- 平和祈願祭・農林健児之塔慰霊祭の開催

指 標

	指標	単位	直近の現状値	目標値 (R10)
1	平和資料展観覧者数	人	200 (R5)	400

関連する
個別計画等

- 嘉手納町教育振興基本計画

基本方向

郷土の伝統芸能をはじめ、文化、歴史、風習、自然、偉人、しまくとぅば等の誇りある地域の歴史と文化を象徴する文化財が多数存在するため、その保存、活用に向けて取り組みます。

また、貴重な伝統芸能や文化などを次代に継承するための支援を行い、町民がふるさとの芸術・文化に誇りと愛着を持つことができるまちづくりに向けて取り組みます。

現状と課題

- 嘉手納町の歴史に関する資料の収集・整理・編纂を行い、町史及び関連書籍の刊行を行っています。
- 「かでな未来館」には、町の歴史学習施設として「嘉手納町歴史民俗資料室」が併設されており、先史時代から現代にかけての嘉手納町の歴史資料を収蔵しています。また、歴史・文化講座や文化財巡りのほか企画展等を開催し、町民が歴史や文化に触れる機会の充実に努めています。
- かでな文化センターにおいて音楽、芸能、芸術文化講演（公演）や行事が行われております。今後も、町民が生涯を通して心豊かで潤いのある文化芸術に触れる機会を創出するとともに、より多くの利用が得られるよう周知していく必要があります。
- 伝統芸能については、子ども達への三線、琉球舞踊、琴、茶道等に触れる機会の充実や、各自治会におけるエイサー活動の支援に努めています。今後も伝統芸能や地域文化を後世に継承していく必要があります。
- 町民が心身ともに健康で笑顔があふれ、心豊かな生活を営み、生きがいのある充実した生活を送ることに寄与するため嘉手納町文化事業を実施しています。著名人を招いた講演会（公演会）やコンサートを行うなど今後も町が町民へ伝えたい題材や町民のニーズに応じた文化イベントの開催に取り組みます。
- 町内に残る文化財の保護や、文化財調査を実施しています。
- 豊かな文化資源を町民に広く、そして永く公開することを目的として、資料のデジタル化を推進していく必要があります。
- 本町の文化財は、約7,000年前の爪形文土器が出土した野国貝塚群をはじめ、史跡、民俗、天

然記念物、工芸品等があります。これら地域の歴史文化や伝統を知るかけがえのない財産に対する町民の保護意識の高揚を図り保存、継承していく必要があります。

嘉手納町文化財一覧表

資料：沖縄県文化財課要覧（平成29年度版）

	種別	名称	指定の有無	所在地		種別	名称	指定の有無	所在地
1	工芸品	三線知念大工型	県指定	嘉手納町字 嘉手納	9	無形民俗	野里の道イリク	町指定	嘉手納町字 野里
2	史跡	野国総管の墓	県指定	嘉手納町字 兼久下原	10	無形民俗	野国天川	町指定	嘉手納町字 野国
3	史跡	野国貝塚群	県指定	嘉手納町字 野国	11	史跡	植樟之碑	町指定	嘉手納町字 久得840
4	工芸品	三線真壁型	町指定	嘉手納町字 嘉手納	12	史跡	屋良のメーガー	町指定	嘉手納町字 屋良103
5	無形民俗	屋良のあやぐ	町指定	嘉手納町字 屋良	13	史跡	屋良のシリーガー	町指定	嘉手納町字 屋良750
6	無形民俗	屋良のチンク	町指定	嘉手納町字 屋良	14	史跡	水釜の シチャヌカー	町指定	嘉手納町字 水釜385
7	無形民俗	千原エイサー	町指定	嘉手納町字 千原	15	天然記念物 (植物)	字嘉手納拝所の 大ガジュマル	町指定	嘉手納町字 嘉手納34
8	無形民俗	野里棒	町指定	嘉手納町字 野里	16	天然記念物 (植物)	嘉手納小学校の 大デイゴ	町指定	嘉手納町字 嘉手納311

施策の方向性

1 地域の歴史や多様な文化等の継承・振興

郷土の歴史や伝統・多様な文化活動に親しむことは、豊かな人間性や社会性を育むとともに、ふるさとへの愛着や誇りを持つことにも通じます。

幅広い世代の町民が文化芸術に触れ合うことができるよう、歴史や伝統の継承、交流や体験を通じた文化活動の学びの機会の創出を支援します。

2 文化財の保護

先人たちから受け継がれてきた歴史や文化財等の地域資源は、郷土への理解と愛着を深める貴重な財産となります。

これらを適切に保護し次代へ継承していくとともに、地域資源を活用したまちづくりへの働きかけを行うなど、文化財の保護を図ります。

未指定文化財の指定に向けた調査を行うとともに、歴史民俗資料室教育普及活動の実施、文化財の説明板や誘導サイン等を設置することで、町民が文化財について学び、育むことのできる環境づくりを行います。また、学校カリキュラムと連携し、地域のふるさと教育を推進します。

主な取組（事業）

2-5-1 地域の歴史や多様な文化等の継承・振興

所管

社会教育課、中央公民館

- 地域の歴史の継承と活用
- 文化活動の振興
- 伝統芸能の継承

2-5-2 文化財の保護

所管

中央公民館

- 文化財の保存
- 文化財の活用

指 標

	指標	単位	直近の現状値	目標値 (R10)
1	「嘉手納町にどのような歴史資源や文化財があるのか興味があるがよく知らない」と回答する町民の比率	%	42.4 (R4)	37 (R9)

関連する
個別計画等

- 嘉手納町教育振興基本計画



基本方向

町民誰もがそれぞれの目的や体力、年齢に応じてスポーツに親しむことができる生涯スポーツの充実に取り組み、健康で生きがいのある豊かな社会づくりに向けて取り組みます。また、各体育施設の整備・充実を図るとともに、各種団体への支援及び連携強化を推進し、スポーツ指導者の活用と育成に向けて取り組みます。

現状と課題

- 町民がスポーツ・レクリエーションに気軽に参加できる機会を創出するため、各種スポーツ教室や大会を開催しています。従来のスポーツ大会やスポーツ教室の他、近年はニュースポーツへの取り組みとして、電子機器を用いる「eスポーツ」講座も実施しています。
- 近年はスポーツ教室や大会への参加者が減少している傾向にあり、取り組み内容の更新や開催時期等の調整を検討しています。また、自主的にスポーツ活動に取り組む人だけでなく、日常的に運動を行っていない町民に対し、健康予防にも資するような活動を提供していく事業の実施が望まれます。
- 本町には、嘉手納町スポーツドーム、野球場、陸上競技場、体育館等の体育施設があり、老朽化している体育施設については、町民が安全に利用できるよう施設の建替えや改修などを行うとともに、町民がより身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう、学校体育施設の活用など（小学校及び中学校の運動場、体育館、武道場のスポーツ施設開放）、より良いスポーツ環境の場の提供を行っています。
- スポーツ指導者の人材育成のため毎年スポーツ指導者対象講習会を実施しており、負傷時の応急処置の手法やAEDの使用法の講習等を開催しています。
- 町内のスポーツ指導者に関する掘り起こしが充分に取り組まれていない状況にあります。既存の指導者の活用だけでなく、各種スポーツの指導者に関する支援を行うなど「スポーツを“する人”“観る人”“支える人”」に着目した体制づくりや人材育成の方策が求められています。

施策の方向性

1 スポーツ・レクリエーション活動の振興

健康づくりや生きがいづくりのみならず、仲間づくりや地域づくりといった観点からも、スポーツ・レクリエーションの意義が再認識されています。また、競技スポーツに打ち込む競技者のひたむきな姿は、人々に夢や感動を与えるなど、活力ある健全な社会の形成にも貢献しています。

そのため、各種スポーツ・レクリエーション活動の振興を図るとともに、スポーツをするだけでなく、競技を観たり、ボランティア等としての関わりを促進していくなど、誰もが参加しやすいスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。

2 スポーツ人材の育成と施設環境の充実

スポーツ・レクリエーションの普及を図っていくためには、スポーツ人材・スポーツ団体の育成をはじめ、スポーツ活動を行う場の充実など、スポーツを支える環境づくりを行っていくことが求められます。

地域のスポーツ推進を担うリーダーとして活躍してもらえるよう、スポーツ指導者やスポーツに関わる人材等の育成を図るとともに、町内のスポーツ施設の整備・充実を図ります。

主な取組（事業）

2-6-1 スポーツ・レクリエーション活動の振興

所管

社会教育課

- スポーツ・レクリエーション活動の充実
- スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実

2-6-2 スポーツ人材の育成と施設環境の充実

所管

社会教育課

- スポーツ人材の育成支援
- スポーツ施設の環境整備・充実
- 中学校部活動の地域移行

指 標

	指標	単位	直近の現状値	目標値 (R10)
1	「普段の運動・スポーツ活動の頻度」について「週に1日以上」と回答する町民の比率	%	45.7% (R4)	50.0% (R9)
2	「放課後や休日に外遊びやスポーツをしている」と回答する児童生徒の比率	%	小学生 76.2% 中学生 67.1% (R4)	小学生 80% 中学生 70% (R9)

関連する 個別計画等

- 嘉手納町教育振興基本計画
- 嘉手納町公共施設等総合管理計画